

# 外国人許可不要のサービス業

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦二五五六年・外国人の事業営業における許可申請を要しないサービス事業を定める省令

仏暦二五四二年外国人事業法令の第四六条第一段、及び仏暦二五四二年外国人事業法令末尾の第3リスト（21）の内容に基づく権限に拠り、商業大臣は以下のように省令を制定する。

以下のサービス事業を仏暦二五四二年外国人事業法令末尾の第3リスト（21）に該当しないサービス事業とする。

- (1) 証券・証券市場法に基づく証券事業及びその他の事業。
  - (a) 証券取引
  - (b) 投資顧問
  - (c) 証券販売
  - (d) 証券貸借事業
  - (e) ミューチュアルファンド運営
  - (f) プライベートファンド運営
  - (g) ベンチャーキャピタル運営
  - (h) 証券事業のための信用供与
  - (i) 金融顧問
  - (j) 証券登録サービス
  - (k) 証券会社顧客または先物取引事業の顧客の資産管理
    - (1) プライベートファンドの資産受託
    - (m) ミューチュアルファンド運用
    - (n) 社債所持者の代理人業
    - (2) 先物取引法に基づく先物取引事業
      - (a) 先物取引
      - (b) 先物取引顧問
      - (c) 先物取引資金管理
    - (3) 資本市場取引のためのトラスト法に基づくトラスティー事業

ここに仏暦二五五六年三月一日から [注／官報公示は二〇一三年三月一八日]

おわり